

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成21年12月24日(2009.12.24)

【公表番号】特表2009-529325(P2009-529325A)

【公表日】平成21年8月20日(2009.8.20)

【年通号数】公開・登録公報2009-033

【出願番号】特願2008-557812(P2008-557812)

【国際特許分類】

A 24 D 3/04 (2006.01)

【F I】

A 24 D 3/04

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月5日(2009.11.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

長手方向に延びた芯と、この芯に巻かれたラッパーとを有し、前記芯がフィルター材を含み、前記ラッパーがラッパーの2つ以上の部分に接着した粒状材を含み、これら2つ以上の部分が互いに円周方向に間隔をおいて位置し、少なくとも1つの部分がラッパーの長手方向の全長に亘って延び、前記粒状材が煙の蒸気相成分を吸着することができる1つ以上の吸着剤を含むフィルターエレメント。

【請求項2】

前記2つ以上の部分がラッパーの周囲に対称に配されていることを特徴とする請求項1記載のフィルターエレメント。

【請求項3】

前記2つ以上の部分が芯の周囲に直径方向で対向して配されていることを特徴とする請求項1記載のフィルターエレメント。

【請求項4】

前記2つ以上の部分が、3、4、5、6、7または8つの部分を含んでいることを特徴とする請求項1または2記載のフィルターエレメント。

【請求項5】

前記芯がさらにフィルター材に散在した粒状材を含んでいることを特徴とする請求項1乃至4いずれか1項記載のフィルターエレメント。

【請求項6】

前記芯の粒状材が前記ラッパーの2つ以上の部分に接着した粒状材と同じものであることを特徴とする請求項5記載のフィルターエレメント。

【請求項7】

前記芯の粒状材が前記ラッパーの2つ以上の部分に接着した粒状材とは異なるものであることを特徴とする請求項5記載のフィルターエレメント。

【請求項8】

前記ラッパーの2つ以上の部分のそれぞれに接着した粒状材が同じものであることを特徴とする請求項1乃至7いずれか1項記載のフィルターエレメント。

【請求項9】

前記ラッパーの2つ以上の部分のそれぞれに接着した粒状材は、ラッパーの他の2

つ以上の部分の少なくとも1つに接着した粒状材と異なるものであることを特徴とする請求項1乃至7いずれか1項記載のフィルターエレメント。

【請求項10】

前記ラッパーが1つ以上の換気手段を含むことを特徴とする請求項1乃至9いずれか1項記載のフィルターエレメント。

【請求項11】

前記換気手段は、前記2つ以上の部分の間の隙間に設けられた1つ以上の換気孔を含むことを特徴とする請求項10記載のフィルターエレメント。

【請求項12】

請求項1乃至11いずれか1項記載のフィルターエレメントを1つ以上含むフィルター。

【請求項13】

請求項1乃至11いずれか1項記載のフィルターエレメントおよび／または喫煙可能な喫煙材ロッドに装着された請求項12記載のフィルターを含む喫煙品。

【請求項14】

紙巻きタバコであることを特徴とする請求項13記載の喫煙品。

【請求項15】

前記紙巻きタバコが約10mmから約19mmの円周を有することを特徴とする請求項14記載の喫煙品。